

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 法人税通達改正

**Q** : 法人税関係の通達が改正されたそうですが内容を教えてください。

**A** : ソフトウェア関係やLANの償却関係など平成12年度の改正に係る法人税の取扱いが規定されています。

#### 【解説】

国税庁は先月、法人税基本通達等を一部改正し公表しました。

具体的には、まず、繰延資産から無形固定資産へ資産区分が変更されたソフトウェアについて、取得価額の基本的な考え方が示された上で、法人が合理的かつ継続して行う原価計算についてはこれを認めることとし、いわゆる仕損じ、製作原価のおおむね3%以下の少額な費用については取得価額に算入しないことができる旨が明らかにされました。また、全く使用されなくなった場合等にはソフトウェアの除却が認められることも規定されています。

次に、LAN設備について、これまでは全体を一の減価償却資産として6年の耐用年数で償却することとされてきましたが、今回の通達では、納税者の選択により個々の機器毎の償却も認められることとなり、各種付属装置に適用される個別耐用年数一覧も公表されています。

このほか、中小企業者の同族会社の特別税率の不適用に関する規定や、ファイアウォール装置の意義、資産の評価や貸倒損失部分についての民事再生法に関する規定が盛り込まれています。

